



証明事務の取り扱い マニュアル

もくじ

証明事務の取り扱いマニュアルについて	3
--------------------	---

I 証明事務の基本

1 民生委員児童委員が行う証明事務とは	4
2 どのようなものを取り扱うのか	4
3 取り扱いの基準	4
4 取り扱いの方針	4
5 取り扱わないものの範囲	5
6 どんなことに注意するのか	5

II 調査事項と提出先

1 行政協力活動としての調査事項	6
2 自主活動としての調査事項	6

III 対応すべきでない、行政機関で発行できる主な証明

1 対応すべきでない主な証明範囲	7
2 行政機関で発行できる主な証明	8

IV 依頼内容とその対応

1 生活困難や低所得の状況について	9
2 事実上の婚姻関係について	11
3 生計同一の事実について	14
4 保育に欠ける事実について	15
5 居住の事実について	18
6 扶養の事実について	20
7 母子家庭にかかる各種の事実確認について	27

資料

*所定様式（行政協力関係）	33
*様式の例示 様式1 依頼書	41
様式2 状況確認報告書	43

証明事務の取り扱い マニュアルについて

証明事務の取り扱いについて、依頼される範囲が広すぎて証明書を発行してよいか判断できない、事実を確かめるために何を調べるとよいのか分からないといった声が上がっています。

このことを受け止め、本連盟は証明事務の取り扱いに関する検討会を行い、実際に取り扱われている内容や確認方法などをまとめ、取り扱いマニュアルを作成いたしました。

依頼内容ごとにどんなことをどのように調べるのか、また、事実を確認した結果はどのように回答するのかを中心に、参考として使えるように編集しました。なお、資料の最後に、依頼書と状況確認報告書の様式を参考例として示しています。実際の使用にあたっては、民児協ごとに使いやすい様式を定めてください。また、参考様式をそのまま使用する場合は切り離してコピーを取り、使用してください。

平成21年6月

I 証明事務の基本

1 民生委員児童委員が行う証明事務とは

民生委員児童委員が行う証明事務は、民生委員法第14条の職務内容には明記されていませんが、社会福祉諸制度のはざまにあって各種のサービスなどを受けられない人々に対する重要な福祉サービスの利用支援の一つとして、日常の行政協力や自主活動の中から派生する職務としての性格を持っています。

2 どのようなものを取り扱うのか

大きくは二つに分けられます。

一つは行政協力活動(6 ページに例示)としての取り扱いで、法令等に助言や第三者による証明等の書類の提出を求める記載のあるもの、また、地方自治体等が必要に応じて協力を求めるものがあります。

二つ目は自主活動(6 ページに例示)として取り扱っていくものです。

3 取り扱いの基準

○民生委員児童委員は社会的信用が高いことから、取り扱う証明事務はある事柄が事実、または真理であることを証拠立てる書類として捉えられる傾向にあります。求められた内容に関しては「確認できる範囲内での結果報告」の考え方を基準とします。

○そのため、使用する用紙についても「調査結果」、あるいは「状況確認報告書」とする調査書を市町村民児協で準備しておくことが必要です。

○また、法令や通知などで定められた指定様式を持参した場合でも依頼書を書いてもらい、控えとして保存(3年程度)しておくことも大事です。

4 取り扱いの方針

もっとも大事なことは事実を確認するということです。

依頼者からの聞き取りや、訪問、面接などによって事実を確認した場合に限り調査書を発行するようにします。

ですから、推測や噂などで安易に調査書を作成し、民生委員児童委員としての信頼を失うことのないよう留意してください。

5 取り扱わないものの範囲

(1) 事実確認の困難なもの

本人からの聞き取りや、近所の人に尋ねたとしても正確に判らないこともあります。勤めていないからといって無収入とは限りません。昼間訪問して留守だからといって不在とは限りません。

このように民生委員児童委員として事実の実証や、確認の困難なものについては、取り扱わないようにします。

(2) 他の機関、団体などで証明できるもの

公的機関の発行する書類で対応できる場合、また、本来提出先となる保険会社、当該団体、共済組合、企業などの責任において調査すべきものは取り扱わないようにします。

(3) 法的証拠として取り扱われるもの

法律に触れるような問題であるとか、法律上の「権利」や「義務」に関するものは取り扱わないものとします。

(4) 当事者間に利害損失のあるもの

依頼者自身や第三者が不当に有利になったり、損害を受けるような場合、特に裁判などに関連した係争事項に関わるものについては取り扱わないものとします。

6 どんなことに注意するのか

(1) 事務的処理に終始することなく、依頼されたことを契機として、対象世帯の実態を把握するとともに、人間関係をより緊密にするよう務めてください。

(2) 調査書の作成にあたっては、記載すべき内容、目的、提出先を明確にしたうえで発行します。特に本人以外の第三者から依頼された場合は、本人の承諾が必要であることを伝えるとともに、その理由を必ず把握してから対応を判断してください。

(3) 目的外に使用しないよう依頼者に伝えてください。

(4) 個人のプライバシー（思想、宗教、賞罰、病歴など）に関しては充分配慮してください。

(5) 調査書を発行できない場合はその理由を依頼者に十分説明し、代替証明などがある場合は発行場所、発行手続きを紹介してください。

なお、代替証明もなく、他に調査または証明機関がない場合は提出先に発行する機関がない旨を説明するなど、可能な限り依頼者に迷惑のかからないよう配慮してください。

(6) 個人で判断できない、または対応できない場合必ず民児協に相談してください。場合によっては民児協名で発行するなどの対応をしてください。

1 行政協力活動としての調査事項

- (1) 法令等に民生委員の助言が明記されているもの
 - 就学困難、生活困窮の事実……教育委員会
- (2) 法令等に第3者による証明書の提出が位置づけられているもの
 - 事実上の婚姻関係
 - ・被共済者死亡時の退職金請求……中小企業退職金共済事業本部
 - ・遺族（補償）給付の請求……労働基準監督署
 - 生計同一の事実
 - ・雇用保険未支給基本手当請求……公共職業安定所
 - ・遺族年金、障害年金、老齢年金の請求…社会保険事務所
 - ・児童監護の事実……市町村行政（児童扶養手当申請）
 - 養育している事実……市町村行政（児童扶養手当申請）
 - 事実婚を解消した事実……市町村行政（児童扶養手当申請）
 - 世帯分離している事実……市町村行政（児童扶養手当申請）
 - 住民票と現住所が異なる事実……市町村行政（児童扶養手当申請）
- (3) 地方自治体等が民生委員の協力を必要に応じ求めるもの
 - 保育に欠ける事実（保育所入所）……市町村行政
 - 扶養の事実（健康保険の被保険者の扶養認定）…社会保険事務所
 - 居住の事実（居住地に住民票がない児童の義務教育就学申請）
…教育委員会
 - 生計同一の事実（未支給年金死亡一時金請求）…市町村行政
 - 遺児である事実（遺児手当申請）……市町村行政

2 自主活動としての調査事項

- (1) 低所得の事実（裁判費用の扶助）……法律扶助協会
- (2) 生活福祉資金等借入世帯の状況（借入申請）…社会福祉協議会等
- (3) 扶養の事実（扶養手当の申請）……民間会社、共済組合

1 対応すべきでない主な証明範囲

- (1) 不在の事実
 - 公示送達……………裁判所、消費者金融、ローン・クレジット会社等
 - 担保物件の権利取得……………貸金業者
 - 土地の貸借関係の解除……………弁護士
 - 滞納電話料の免除……………電話事業者
- (2) 住所地に居住していること（住宅取得控除申請）……………税務署
- (3) 無資力であること（労災の第三者行為災害における加害者の無資力であることの証明）……………労働基準監督署
- (4) 収入が減少している（減税申告）……………市町村行政税務所管課
- (5) 離職・退職したこと（保険申請・受給）……………民間保険会社
ハローワーク
- (6) 交通事故に遇ったこと（保険申請・受給）……………民間保険会社
共済組合
- (7) 罹災したこと（保険申請・受給）……………民間保険会社
共済組合
- (8) 仕事を休業していること（保険申請・受給）……………民間保険会社
共済組合
- (9) 事実婚をしていること（慰謝料請求等の訴訟資料）……………弁護士
- (10) この他、行政や私的機関・団体に証明できる（すべき）内容

2 行政機関で発行できる主な証明

- ① 課税証明
- ② 非課税証明
- ③ 納税証明
- ④ 専用住宅証明
- ⑤ 資産証明
- ⑥ 戸籍謄本・抄本
- ⑦ 戸籍記載事項証明
- ⑧ 身分証明（破産宣告の有無など民事事項に限る）
- ⑨ 住民票の写し
- ⑩ 住民票記載事項証明
- ⑪ 転出証明
- ⑫ 出生証明書
- ⑬ 印鑑登録（抹消）証明
- ⑭ 不在籍・不在住証明（現住証明に限る）
- ⑮ 外国人登録原票記載事項証明
- ⑯ 埋葬・火葬許可証交付済証明
- ⑰ 建築許認可確認証明
- ⑱ 町界町名変更証明
- ⑲ 住居表示に関する証明
- ⑳ 国民健康保険料（税）納入（税）証明
- ㉑ 国民健康保険被保険者資格（喪失）証明
- ㉒ 国民年金受給者資格（喪失）証明
- ㉓ 介護保険料に関する証明
- ㉔ 市町村道認定証明
- ㉕ 道路幅員証明
- ㉖ 市町村営住宅使用証明
- ㉗ 中小企業信用保険法第2条第3項1号～第7号に規定する認定証明
- ㉘ 農耕地であることの証明
- ㉙ 農家証明
- ㉚ 耕作証明
- ㉛ 海難証明
- ㉜ 罹災証明
- ㉝ 火災証明

IV 依頼内容とその対応

1 生活困難や低所得の状況について

(例) 学校関係費用の補助申請のため(就学援助の認定)

提出先 市町村教育委員会

様式 市町村ごとの指定様式あり

就学援助の認定に関しては、道内の市町村によっては民生委員児童委員が関わらないところもあります。また、協力を求められる場合でも、協力する範囲にそれぞれ違いがあるようです。

○対象世帯の収入状況を確認しなければならないときは、給与の支払い明細など収入を確認できるものを求めてください。

○家族や生活状況を確認しなければならないときは、本人から直接聞きとるほかに日常的に見聞きして把握している状況から判断してください。また、普段、関わりが少ない世帯の場合は、近所からの聞き取りなどで確認してください。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 25 日

民生委員児童委員

北 海 道 男 様

(依頼人)

住 所 ○○市北国 5 丁目 1-2

氏 名 大 空 晴 子

電話番号 0 1 X X - 2 3 - 0 4 3 2

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	主人が入院し、会社から給料の一部しか支払われないため子ども（小学 5 年）の学校の費用が払えない生活状況にあること。	
2. 提出先	名 称	○○市教育委員会
	所 在 地	○○市 5 条 1 2 丁目 1-1
	電話番号	0 1 X X - 3 2 - 4 1 1 1
3. 使用目的	学校関係費用の補助申請	
民生委員児童委員記入欄 (発行)	発行日	平成 21 年 5 月 27 日
	調査方法	医者から妻に説明があった、ご主人の病状と加療の見通しについて聞き取りを行い、給料の支払い明細により最近の家計状況を確認した。
	調査結果	世帯主 一郎 (40 歳) 平成 20 年 11 月より入院中。 今後の入院見込みは約 6 か月間、退院後も自宅療養が必要。 給料は以前の 6 割ほどになっていることで、教材費の支払いは困難であることを確認した。
	発行書式	① 指定様式 2 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

2 事実上の婚姻関係について

(例) 夫の死亡退職金の請求のため

提出先 中小企業退職金共済事業本部

内縁の夫と事実上の婚姻関係にあったことの調査については、離婚時の慰謝料請求など当事者間に利害損失のあるものは取り扱いませんが、この場合は行政協力の対象としています。婚姻届は出していないが、社会通念上の婚姻関係にあったことを調査していきます。

- 本人からの聞き取りが中心になりますが、その際同居生活を継続してきた意思や期間を確認します。
- また、本人からの聞き取り後、近所（町内会）や親戚などに聞き取りで得た内容について再確認することも大事です。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 20 日

民生委員児童委員

北 海 道 男 様

(依頼人)

住 所 ○○市北国 3 丁目 7-2

氏 名 中 村 晴 子

電話番号 0 1 X X - 2 3 - 0 6 5 4

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	内縁の夫と事実上の婚姻関係にあったこと。	
2. 提出先	名 称	中小企業退職金共済事業本部
	所 在 地	東京都港区芝公園 1 丁目 7-6
	電話番号	0 3 - 4 3 X X - 0 1 5 1
3. 使用目的	夫の死亡退職金の請求のため	
民生委員児童委員記入欄 (発行控)	発行日	平成 21 年 5 月 25 日
	調査方法	本人との面接で、ご主人と同居生活を継続してきた意思や期間について聞き取り後、同じ町内に住んでいる親戚から説明を聞いた。
	調査結果	夫 三郎 平成 21 年 5 月 10 日死亡 平成 6 年から同居しているが、婚姻届は出していない。 平成 13 年に親戚のいる町内に転居してきた。 親戚の間でも妻として認めてきていることから、事実上の婚姻関係にあったことを確認した。
	発行書式	1 指定様式 ② 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

状 況 確 認 報 告 書

平成 2 1 年 5 月 2 5 日

中 村 晴 子 様

1. 依頼内容	内縁の夫と事実上の婚姻関係にあったこと。	
2. 提出先	名 称	中小企業退職金共済事業本部
	所 在 地	東京都港区芝公園 1 丁目 7 - 6
	電話番号	0 3 - 4 3 X X - 0 1 5 1
3. 使用目的	夫の死亡退職金の請求のため	
4. 調査結果 (状況確認の 内 容)	平成 6 年から同居しているが、婚姻届は出していない。 平成 1 3 年に親戚のいる町内に転居してきた。 親戚の間でも妻として認めてきていることから、事実上の婚姻 関係にあったことを確認した。	

上記のとおり相違ありません。

〇〇市民生委員児童委員

氏名 北 海 道 男 ㊞

(注) この文書は上記の目的以外に使用しないで下さい。

3 生計同一の事実について

(例) 別居中(年金受給)の親が死亡したことで、国民年金の未支給分の受け取り手続きのため

提出先 市町村国民年金担当課

様式 指定様式あり

居住地は別々であったが、子どもとして経済的な援助、定期的な音信のやりとりや訪問を継続してきたことによる生計同一の実態について調査します。

- 生活費や療養費などの継続した経済援助については、送金を確認できる控え、あるいは療養費などの領収書、扶養控除に関する書類を提出してもらうことで経済面でのつながりを確認します。
- 一人暮らしなどの場合、普段の支援活動を通して子どもとのつながりを把握していることが多いと思われるので、把握している情報を中心に確認することもできます。
- また、民間の施設などに入所していた場合は、施設に相談することも大事です。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 10 日

民生委員児童委員

北 海 道 男 様

(依頼人)

住 所 ○○市北国 2 丁目 2-2

氏 名 山 田 春 雄

電話番号 01XX-23-0742

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	生計同一の事実について	
2. 提出先	名 称	○○市役所国民年金担当課
	所 在 地	○○市 5 条 1 2 丁目 1-1
	電話番号	01XX-32-4111
3. 使用目的	国民年金未支給分請求のため	
(発 行 控) 民生委員児童委員記入欄	発行日	平成 21 年 5 月 12 日
	調査方法	本人から死亡した親の生活状況を聞き取り、毎月の生活費と医療費の送金の控えから生計を同じくしていたことを確認した。
	調査結果	母親 山田アイ ○○市在住 平成 21 年 4 月 28 日死亡 (78 歳) 毎月の生活費、医療費の送金、一人暮らしのため毎朝電話で安否を確認していたなど生計を同一にしていた事実を確認した。
	発行書式	① 指定様式 2 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

4 保育に欠ける事実について

(例) 保育所の入所申請のため

提出先 市町村保育担当課

様 式 市町村ごとの指定様式あり

自営業や農業・漁業などを職業としている世帯、あるいは障害を持つ家族を看護している、母親が妊産婦の場合などで日中、子供の保育に欠ける生活状況について調査します。

○職業や、家族の形態・状況などについては本人からの聞き取りが中心となりますが、普段、関わりが少ない世帯の場合は、近所からの聞き取りなどを参考に確認してください。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 25 日

民生委員児童委員
北海道男 様

(依頼人)

住 所 ○○市北国 2 丁目 2-2

氏 名 山 田 春 雄

電話番号 01XX-23-0742

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	農業に従事しているため、昼間 3 歳の子どもの面倒がみられないこと。	
2. 提出先	名 称	○○市役所保育所担当課
	所 在 地	○○市 5 条 1 2 丁目 1-1
	電話番号	01XX-32-4111
3. 使用目的	保育所の入所申請	
民生委員児童委員記入欄 (発行控)	発行日	平成 21 年 5 月 27 日
	調査方法	本人との面接で家業の内容と家族形態、近隣の親戚などからの協力状況等について聞き取りを行った。
	調査結果	農業自営のため昼間は夫婦で作業に当たっている。 両親は他市に住んでおり、また近くに子どもの面倒を見てもらえる親戚もいないため、日中は保育に欠ける状況にあることを確認した。
	発行書式	① 指定様式 2 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

5 居住の事実について

この居住の事実の調査については、近年の世相を反映したケースとして、ドメスティックバイオレンス（D・V）に関わる子どもの学校問題、多重債務者や生活困難者からの応急資金の借りに伴う居住証明など多岐にわたってきているようですが、一般的には児童扶養手当の申請に関わる依頼が多いようです。

（例）現在地に住民票は移してないが、生活の目処が立たなくなり当座の生活費として応急資金の借りを申請するため居住している事実の調査を依頼される。

提出先 市町村行政または社協

- 当該市町村に居住していなければ応急資金の借りを申請できない市町村が多いようです。この場合は、当該市町村にまだ住民登録はしていませんが、既にアパートの一室に住んでいることから調査を依頼されたものです。
- これからの支援対象として関わることにもなりますので、本人の生活状況などについても把握しておくことも重要です。さらに、居住している事実については、アパートの賃貸契約書や家主に面会するなどから確認してください。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 25 日

民生委員児童委員

北 海 道 男 様

(依頼人)

住 所 〇〇市北国 4 丁目 5 - 9 6

氏 名 北 川 五 郎

電話番号 なし

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	住民登録はしてないが、アパートに住んでいること。	
2. 提出先	名 称	〇〇市社協
	所 在 地	〇〇市 5 条 1 2 丁目 1 - 1
	電話番号	0 1 X X - 3 2 - 3 1 1 1
3. 使用目的	応急資金の借り入れ申請	
(発 行 控) 民生委員児童委員記入欄	発行日	平成 21 年 5 月 27 日
	調査方法	本人との面接で、当市に転居してきた状況と住民登録をしていない事情などについて聞き取りを行った。 また、アパートの賃貸契約書により居住の事実を確認した。
	調査結果	多重債務を抱え 3 月 10 日に当市に転入してきた。仕事を探しているがなかなか見つからない中で、当面の生活費が工面できなくなってきた。アパートは賃貸契約を済ませており住居とすることを確認した。 現住所 北国 4 丁目 5 - 9 6 北国アパート 3 号室
	発行書式	① 指定様式 2 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

6 扶養の事実について

社会保険の扶養認定や扶養控除など、民生委員児童委員が取り扱う事務の中で最も多いとされています。依頼の受け方としては「無職証明」、「無職・無収入証明」、「扶養証明」など異った表し方がありますが、調査事項はこの「扶養している事実」で対応できます。

(例1) 妻の扶養手当申請と健康保険加入のため扶養証明を依頼されたが、妻がパートに出ているため、実際に扶養しているかどうか分からない。

- 健康保険の被扶養者は、年収130万円未満（平成15年分）で、被保険者の年収の半分未満を目安として認定します。
- この場合、妻のパート収入の額と夫の年収を確認できる書類を提出してもらい、被扶養者の範囲であることが確認できたら「扶養している事実」として調査書を発行して差し支えありません。

(例2) 結婚のため退職し、夫の健康保険に加入するため無職・無収入証明を依頼された。

- 無職であっても無収入であるとは限りませんので、無収入に関する調査書は出せないことを依頼者に説明してください。
- この場合、公共職業安定所（ハローワーク）で出す離職証明で足りることもありますが、必要であれば退職時期、現在仕事をしてない事実などを聞き取り「扶養している事実」の調査書を発行してください。

(例3) 高校を卒業したが、現在浪人中の娘を扶養家族に入れたいので無職証明が欲しいと依頼された。

- 娘の年齢、進学のための勉強中であることを聞き取りなどで確認し、「扶養している事実」の調査書を発行してください。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 25 日

(例 1)

民生委員児童委員

北 海 道 男 様

(依頼人)

住 所 ○○市北国 1 丁目 3-2

氏 名 鈴木 高三

電話番号 01XX-23-0876

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	妻を扶養していること。 パートで働いているが収入は少ない。	
2. 提出先	名 称	○○商事
	所 在 地	○○市南町 6 丁目 23-6
	電話番号	01XX-25-2181
3. 使用目的	家族手当の申請と健康保険の加入のため	
(発 行 控) 民生委員児童委員記入欄	発行日	平成 21 年 5 月 27 日
	調査方法	妻のパートの状況を聞き、収入明細から年収を確認した。
	調査結果	妻のパート収入は年収 130 万円未満であり、扶養していることを確認した。 パート先 ○○スーパー
	発行書式	1 指定様式 ② 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

様式 2

状 況 確 認 報 告 書

平成 2 1 年 5 月 2 7 日

鈴 木 高 三 様

1. 依頼内容	妻を扶養していること。	
2. 提出先	名 称	〇〇商事
	所 在 地	〇〇市南町6丁目23-6
	電話番号	01XX-25-2181
3. 使用目的	家族手当の申請と健康保険の加入のため	
4. 調査結果 (状況確認の 内 容)	妻のパート収入は年収 130 万円未満であり、扶養していることを確認した。	

上記のとおり相違ありません。

〇〇市民生委員児童委員
氏名 北 海 道 男 ㊟

(注) この文書は上記の目的以外に使用しないで下さい。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 25 日

(例 2)

民生委員児童委員

北 海 道 男 様

(依頼人)

住 所 ○○市北国 2 丁目 7-2

氏 名 北 風 太 郎

電話番号 01XX-23-1234

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	妻の無職と無収入の証明	
2. 提出先	名 称	○○事務所
	所 在 地	○○市北西町 10 番地
	電話番号	01XX-26-2100
3. 使用目的	健康保険加入のため	
民生委員児童委員 （発行控） 記入欄	発行日	平成 21 年 5 月 29 日
	調査方法	無収入については調査できないことを伝える。 本人との面接で妻の退職した年月日、現在の生活状況などについて話を聞いた。
	調査結果	妻 国子 昭和 50 年 7 月 20 日生まれ（33 歳） 平成 21 年 2 月 結婚のため○○建設退社後家事に専念していることを確認した。
	発行書式	1 指定様式 ② 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

様式 2

状 況 確 認 報 告 書

平成 21 年 5 月 29 日

北 風 太 郎 様

1. 依頼内容	妻を扶養している事実	
2. 提出先	名 称	〇〇事務所
	所 在 地	△〇市北西町10番地
	電話番号	01XX-26-2100
3. 使用目的	健康保険加入のため	
4. 調査結果 (状況確認の 内 容)	妻 福子 昭和50年7月20生まれ 33歳 21年2月に××建設を結婚のため退社。 現在無職で家事に専念しており、世帯主が扶養している。	

上記のとおり相違ありません。

〇〇市民生委員児童委員

氏名 北 海 道 男 ㊞

(注) この文書は上記の目的以外に使用しないで下さい。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 25 日

(例 3)

民生委員児童委員

山 田 次 郎 様

(依頼人)

住 所 ○○市本町 1 丁目

氏 名 中 村 夏 雄

電話番号 0 1 X X - 2 3 - 1 2 3 4

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	長女が無職のため扶養していること。	
2. 提出先	名 称	○○商事
	所 在 地	○○市大通り 3 丁目
	電話番号	0 1 X X - 2 2 - 2 2 2 2
3. 使用目的	家族手当の申請のため	
民生委員児童委員記入欄 (発行)	発行日	平成 21 年 5 月 27 日
	調査方法	本人から長女が就労していない状況を聞き取り、長女が通う予備校の入学通知書を確認した。
	調査結果	長女は 3 月に高校を卒業。 4 月から大学受験のため○○予備校に通っており、親の扶養を受けていることを確認した。
	発行書式	① 指定様式 ② 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

様式 2

状 況 確 認 報 告 書

平成 2 1 年 5 月 2 7 日

中 村 夏 雄 様

1. 依頼内容	長女を扶養している事実。	
2. 提出先	名 称	〇〇商事
	所 在 地	〇〇町大通り 3 丁目
	電話番号	0 1 X X - 2 2 - 2 2 2 2
3. 使用目的	家族手当の申請のため	
4. 調査結果 (状況確認の 内 容)	長女は 3 月に高校を卒業したが、4 月から大学受験のため〇〇予備校に通っており、現在世帯主の扶養を受けていることを確認した。	

上記のとおり相違ありません。

〇〇市民生委員児童委員

氏 名 山 田 次 郎 ④

(注) この文書は上記の目的以外に使用しないで下さい。

7 母子家庭にかかる各種の事実確認について

提出先 市町村児童扶養手当担当課

様式 指定様式あり

(1) 児童監護の事実について

子どもと別れて住んでいる母親が、児童扶養手当を申請するため継続して子どもに金品の仕送りをしている状況、連絡や面会の頻度を中心に調査します。

○本人からは、子どもの所在地、連絡や面会の回数などを聞き取る外に、金品の仕送りの控えを確認します。

○養護学校に入学している場合は学校長が証明します。

(2) 養育の事実について

行方不明の母親に代わり、孫の世話をしている祖父（母）が児童扶養手当を申請するのに必要な調査です。

○母親が行方不明になった時期、不明後の送金や連絡の有無等の状況を本人の聞き取りや、養育申立書の書き込みなどから確認してください。

(3) 居住の事実について

事情があって住民登録上の住所と現住所が異なっているが、児童扶養手当を申請するために、現住所に居住している事実についての調査です。

○住民票を移せない理由や、現住所に住まいするようになった時期などを本人から聞き取る外に、賃貸住宅であれば賃貸契約書や家主からの確認と申立書の書き込みなどから確認してください。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 20 日

民生委員児童委員

北 海 道 男 様

(依頼人)

住 所 ○○市南町5丁目12-2

氏 名 花 田 咲 子

電話番号 01XX-22-0282

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	子どもと別居している事実 (児童監護の事実)	
2. 提出先	名 称	○○市役所児童扶養手当担当課
	所 在 地	○○市5条12丁目1-1
	電話番号	01XX-32-4111
3. 使用目的	児童扶養手当の申請	
民生委員児童委員記入欄 (発行控)	発行日	平成21年5月23日
	調査方法	本人からの事情説明を受け、持参した申立書の内容を確認。
	調査結果	長男 健一 (6歳) の預け先 △△町北町5丁目3-1の実家 毎月5万円の養育費を送金 休日には実家で子どもに会い、面倒を見ていることで別居監護を確認した。
	発行書式	① 指定様式 2 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 15 日

民生委員児童委員

北 海 道 男 様

(依頼人)

住 所 ○○市西町 2 条 3 丁目

氏 名 北 田 五 郎

電話番号 0 1 X X - 2 3 - 0 5 6 7

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	孫を養育していること（養育の事実）	
2. 提出先	名 称	○○市役所児童扶養手当担当課
	所 在 地	○○市 5 条 1 2 丁目 1 - 1
	電話番号	0 1 X X - 3 2 - 4 1 1 1
3. 使用目的	児童扶養手当の申請	
民生委員児童委員記入欄 (発行控)	発行日	平成 21 年 5 月 20 日
	調査方法	母親が行方不明になった時期、その後の連絡や送金の有無について聞き取り、持参した申立書の内容を確認。
	調査結果	娘道子は離婚後、平成 20 年 4 月に孫の太郎を親に預けたまま行方不明となる。 祖父の北田五郎が孫の太郎を引き取り、養育しているが道子の所在は今も不明で送金もなく、音信もないことを確認した。
	発行書式	① 指定様式 2 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

様式 1

依 頼 書

平成 21 年 5 月 28 日

民生委員児童委員

北海道男 様

(依頼人)

住 所 ○○市北国7丁目5-2

氏 名 田 中 花 子

電話番号 01XX-25-1234

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容	住民票と異なる場所に住んでいること。(居住の事実)	
2. 提出先	名 称	○○市役所児童扶養手当担当課
	所 在 地	○○市5条12丁目1-1
	電話番号	01XX-32-4111
3. 使用目的	児童扶養手当の申請	
民生委員児童委員記入欄 (発行控)	発行日	平成21年5月30日
	調査方法	住民票を移してない理由、家族構成、現住所に住むようになった時期などを聞き取り、マンションの賃貸契約書を確認した。
	調査結果	子どもは小学5年、中学1年の二人。転校はしていない。現在のマンションには平成21年4月20日に入居している事実を確認した。
	発行書式	① 指定様式 2 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

資 料

遺族（補償）給付の申請（労働基準監督署）

生 計 維 持 証 明 書

平成 年 月 日 さんが

災害により死亡しましたが、死亡当時次の方々が生計維持関係にあった
ことを証明します。

死亡者との続柄	氏 名

平成 年 月 日

民生委員 住 所

氏 名 印

遺族、障害、老齢年金、未支給年金の請求（社会保険事務所）

生計維持・同一証明書				
受給者 (被保険者)	氏名		住所	
生計を 同じく してい た者	氏名	(続柄)	住所	
	氏名	(続柄)	住所	
	氏名	(続柄)	住所	
別居しているまたは住民票が別住所となっている理由	(単身赴任、病気療養、老人ホーム入所など、具体的に記入してください。)			
生計維持・生計が同一である具体的な事実について	(送金、経済的援助と音信、訪問などの事実を記入してください。)			
申立者	上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 住所 _____ 氏名 _____ 印			
証明者 (民生委員、町内会長、事業主、施設長などの第三者)	上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 住所 _____ 氏名 _____ 印 (請求者との関係:)			

別居の母が児童を監護している旨の申立書

次のとおり児童と別居していますが、児童を監護していることを申し立てます。

児童の氏名 _____

児童の住所(別居先) _____

児童の学校名 _____

別居監護を始めた年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

別居監護をしている理由 _____

別居監護の状況(訪問・手紙、仕送り等について) _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

氏 名 _____

北海道知事 様

上記のとおり相違ないことを証明します

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(民生・児童委員、学校長、寄宿舎の長)

職 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

◎請求者は記名捺印に代えて署名することができます。

養育申立書

次のとおり、児童と同居し、監護及び生計を維持していることを申し立てます。

児童氏名 _____

児童との続柄 児童の _____

養育に至った理由

母の状況

1 死亡 2 行方不明 3 生死不明 4 拘禁 5 その他

住 所 _____

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

北海道知事 様

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

民生・児童委員

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

◎請求者は記名捺印に代えて署名することができます。

事実婚解消申立書

次のとおり事実婚を解消し、いかなる婚姻関係もないことを申し立てます。

1 事実婚の始期 平成 年 月 日

2 事実婚解消時期 平成 年 月 日

3 事実婚の相手方 氏名

4 解消理由等

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

民生・児童委員

住所 _____

氏名 _____ (印)

請求者は記名捺印に代えて署名することができます。

(児童扶養手当)

世帯分離申立書

平成 年 月 日

北海道知事様

住所 _____

氏名 _____

私は、住民票では(前夫) _____ と世帯分離されていますが、同人は

平成 年 月 日から { 1 _____ に居住し、 } 現在、
2 居住地不明であり }

私と生計同一でないことを申し立てます。

上記のとおり相違ないことを証明する

平成 年 月 日

民生・児童委員 住所 _____

氏名 _____ (印)

◎申立者は記名捺印に代えて署名することができます。

(児童扶養手当)

住民登録上の住所と現住所が異なる旨の申立書

平成 年 月 日

北 海 道 知 事 様

氏 名 _____

1 住民登録上の住所 _____

2 現 住 所 _____

3 上記1、2が異なることとなった年月日 平成 年 月 日

4 上記1、2の異なる理由 _____

上記のとおり相違ないことを証明する

平成 年 月 日

民生・児童委員 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

◎申立者は記名押印に代えて署名することができます。

様式 1

依 頼 書

平成 年 月 日

民生委員児童委員

様

(依頼人)

住 所

氏 名

電話番号

次の依頼内容について、状況確認をお願いします。

記

1. 依頼内容		
2. 提出先	名 称	
	所 在 地	
	電話番号	
3. 使用目的		
民生委員児童委員記入欄 (発行控)	発 行 日	平成 年 月 日
	調 査 方 法	
	調 査 結 果	
	書 式	1 証明書 2 状況確認報告書

※依頼人は、太枠内のみを記入して下さい。

状況確認報告書

平成 年 月 日

様

1. 依頼内容		
2. 提出先	名 称	
	所 在 地	
	電話番号	
3. 使用目的		
4. 調査結果 (状況確認の 内 容)		

上記のとおり相違ありません。

(市町村) 民生委員児童委員

氏 名 _____ 印

(注) この文書は上記の目的以外に使用しないで下さい。

キ
リ
ト
リ

証明事務の取り扱いマニュアル

— 発行・平成21年 6月 —

財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7

TEL 011-261-2181